

平成 19 年 11 月 6 日
犯罪被害者等施策推進会議決定(案)

「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」の各最終取りまとめに基づく施策の実施について

- 1 犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定、以下「基本計画」という。）の「重点課題に係る具体的施策」（以下「重点課題」という。）の第 1 の 2（3）に基づき、経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関し、別添 1「『経済的支援に関する検討会』最終取りまとめ」をその結論とし、これに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進する。
- 2 基本計画の重点課題の第 4 の 1（3）に基づき、犯罪被害者等の支援に係る関係機関・団体の支援の連携に関し、別添 2「『支援のための連携に関する検討会』最終取りまとめ」をその結論とし、これに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進する。
- 3 基本計画の重点課題の第 4 の 3（1）に基づき、民間団体に対する援助に関し、別添 3「『民間団体への援助に関する検討会』最終取りまとめ」をその結論とし、これに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進する。